

S・V 羅針盤のない航海

川崎 二三彦



【1】前史

児童福祉法改正

2016年3月29日、第190回国会に提出された「児童福祉法等の一部を改正する法律案」は、5月27日、全会一致で可決・成立した。

本改正案は、考えようによっては、児童福祉法の無数の改正経過の中でも最も大きな改正と言えるかも知れない。というのは、戦後直後の1947年に法律が制定されて以後約70年にして初めて、その基本理念に手が加えられたからである。たとえば、それまで第1条第2項に据えられていた「すべて児童は、云々」という内容が第1条1項に移され、次のように改められた。

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」

これは現行条文の、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と比較すれば明らかなように、児童を、保護される存在から権利の主体者として位置づけようとしたものであり、価値観の大きな転換がなされていると言ってよいだろう。

今回の法律案では、その他にも種々の改正が加えられている。その中で、本連載に関係する部分を挙げれば、これまで記載のなかった「指導及び教育を行う児童福祉司」、すなわち児童福祉司スーパーバイザーの設置や、

児童福祉司の研修義務化などが盛り込まれている。具体的には、次のように規定された。

「他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない」(第13条第5項)

「児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない」(第13条第8項)

*

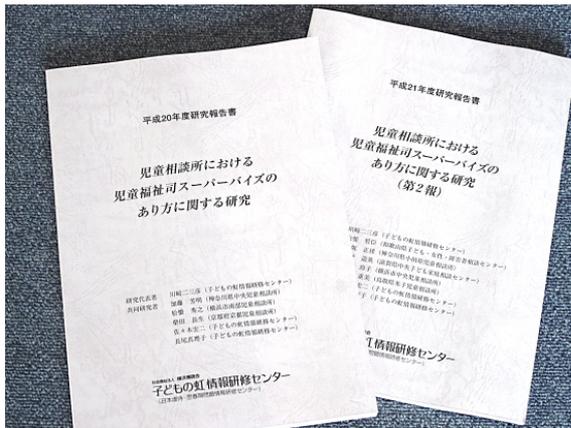
考えてみれば、私が児童福祉司として業務を行っていた時代、法的には児童福祉司スーパーバイザーの存在は明記されておらず、児童福祉司に対して研修を義務づけていたわけでもない。

では、その時代に、私はどのようにして児童福祉司の道を歩んだのか。

今回は、相談判定課長として業務に就く以前の児童福祉司活動を振り返ると同時に、私の課長時代のスーパーバイズを理解する一助となることも狙いの一つとして、この時代を概観することとした。

なお、この点を示す方法として、子どもの虹情報研修センターにおける「児童相談所における児童福祉司スーパーバイズのあり方に関する研究」(平成20年度研究報告書)から引用、抜粋することにした。

本研究は、私が研究代表者となって取り組んだものだが、児童相談所で経験を積んだ共同研究者が、各自の児童福祉司経験、及びス



ーパーバイズ経験を語っており、その際、私もその一人として、当時のことを振り返って話している。

「なんだ、オリジナル原稿じゃないのか」という誹りは甘んじて受けることとして、私自身のスーパーバイザー前史を過不足なく語るにはうってつけのものと思い、以下に示すことにした。

1. 相談係長兼児童福祉司の時代

私は、心理判定員（児童心理司）を14年経験した後、1989年（平成元年）に児童福祉司になりました。実はその時、「京都府宇治児童相談所相談判定課相談係長に補する」「児童福祉司を命ずる」という2つの辞令を貰ったんですね。当時の組織図を図1として示しましたので、それをご覧ください。

私の場合、相談係長といってもスーパーバイザーなのかどうか、微妙なところがありました。というのも、第一に相談係長自体が新設ポストだったために、具体的な業務があまり明確ではなかったということがあります。第二に、私自身が児童福祉司を兼務していたわけですので、児童相談所経験は長いと言っても、まずは新米児童福祉司として業務を覚えなければなりませんでしたから。正直に言って、心理判定員として10年以上児童相談所にいたにもかかわらず、児童福祉司の仕事についてはあまりにも知らなかったという実

感がありました。この2つの側面から見て、実質的にはスーパーバイザーの業務を行い得ない状況があったわけです。

（1）当時の宇治児童相談所の組織体制

スーパーバイズ体験を語る前に、まずは当時の宇治児童相談所の状況を説明します。宇治児相は京都府南部に位置し、管内に学研都市を抱えている地域です。北は京都市に接していますし、南部地域は大阪に通勤する人たちのベッドタウンにもなっています。人口の急増地域で、この当時の所管人口は約50万程度。今は55～56万ですかね。京都市内にあった「中央児童相談所」を分割し、新たに宇治の地に児童相談所を新設したのが昭和62年（1987年）のことです。京都府の3つの児童相談所の中で相談係長（兼児童福祉司）は管轄人口が最も多く、宇治が中央児相と位置づけられました。

さて、私が相談係長として赴任したのは、新設されて3年目のことでした。当初は係制もなく、課長の下には、直接児童福祉司や心理判定員が属する形になっていたのですが、先ほど申しましたように、この時初めて相談係と判定指導係が置かれ、私が初代の相談係長になったわけです。ただし、いずれの係も増員されたわけではありません。それまで5名いた児童福祉司のうち1名を係長にただけです。当時の相談係は、図1にありますように、係長を含めて児童福祉司が5名と受付相談員の合計6名、判定指導係は係長を含めて心理判定員3名という体制でした。

任用形態ですが、心理は全員が心理職採用の専門職。児童福祉司の場合はやや複雑な状況がありました。一時期、京都府でも福祉専門職採用が行われていたのですが、この当時はそのような採用はなく、現在も行われていません。そのため児童福祉司の中には、福祉専門職の方もいれば、行政職の人もいました。また、府立の児童養護施設や知的障害児施設

で指導員などを経験していた人が、施設の事業团委託化などに伴って児童相談所の児童福祉司となる場合もありました。私の場合は心理から児童福祉司に回されたわけです。それぞれの経験を生かしながら、児童福祉司としての集団を形作っていたように思います。なお児童福祉司は、この当時は全員が係長級の位置づけとなっていました。

次に、当時の相談判定課長について説明します。最初の課長は、児童相談所の経験も豊富な心理職の方でした。宇治児相が新設されたときに赴任されたので、私が係長になったとき、この方は課長職3年目を迎えていました。ただし翌年には転勤されました。したがって、私にしてみれば1年だけのお付き合いということになります。もうちょっと欲しかったんですけど、やむを得ません。

次に来られた方は純粋に行政職の方でした。課長というのは、やはり行政組織のポストの一つなのでしょうね。本庁から異動してこられたんです。ここで不思議だったのは、行政職ならば通常は2～3年程度で転勤するにもかかわらず、この方は、いろいろ事情があったのでしょうが、都合8年間ずっと課長を務められました。私は宇治児相に9年いたので、仕えた課長は結局この2人だけです。

課長との関係については、また後でお話することとして、一時保護所の体制についても触れておきます。京都府の児相は3か所とも一時保護所を併設しています。ただしスタッフは、当時各所とも3人だけでした。児童指導員、保母(保育士)、調理師です。ということは、休日や夜間の当直スタッフがいません。そこで私たち相談関係の職員を含めて、ほぼ全職員が交代で、夜間・休日の当直を行っていました。宿直は男性職員、休日昼間の日直は女子職員という形でした。なかなか大変なんですけど、当時は今と違って、常に子どもを保護しているというわけではなく、保護児童がいないときも結構あったので、何とか

やれていたのです。

(2) スーパーバイザーとしての経験

①先輩児童福祉司

さて、まずは新任児童福祉司として、どういう指導を受けたのかということからお話することにします。正直言って、しっかり指導を受けたという実感はありません。児童福祉司1年目とはいえ、児相経験で言えば、先輩児童福祉司よりも私のほうが長いですし、まがりなりにも相談係長ですから、組織的には私が上司になります。ですから、折に触れていろいろ尋ねたり教えてもらいはしましたが、先輩たちも、基本的には私の進め方についてあれこれ言うことはなかったと思います。

②課長

次に課長です。最初の課長は、前にも言いましたように課長歴3年目だったんですけど、児相も新設3年目ですから、児相運営全般について考え、力を集中しなければならなかったと思います。私が赴任した年度の後半からは、新たに電話相談事業なども立ち上げましたから、そうしたことも含めて奔走していました。加えてこの課長は、いくつかのケースを心理職の立場で直接担当していたんです。私がやっていた困難ケースも心理判定員として面接などをされていた。とはいえ課長でもありますから、立場は微妙になりますよね。担当心理判定員ではあるけれど、課長というポジションを意識して動かなければいけない。そういうことが影響していたのかどうかはわかりませんが、私の場合、日常業務については任されている感じがありました。もちろん、ポイントは適宜報告し、相談もしていたと思いますが……。

次に2番目の課長との関係について。先ほども説明しましたように、この方は行政職でしたから、臨床のことについては本当にタッ

ちしなかつた。ある意味では一つの見識だったかも知れません。自分があれこれ口出しするのは、むしろ問題だというふうに思っておられたのではないのでしょうか。だから、具体的なケースワークの進め方などに関しては、ほとんど相談しなかつた。ただし、法律的なことに関しては詳しかったので、いろいろ教えてもらいました。私が今でも覚えているのは、「児童福祉法第27条の2」といった言い方についてです。それまで「27条の2」と「27条第2項」なんかの違いがよくわからなかつた。心理をやっている時には関心もなかつたですから、条文を見ただけで何となく頭が痛くなる状態でした。「27条の2っていうのは、一つの独立した条文と考えたほうがいいんだよ」と言われて、それで条文の番号の付け方がわかつたような気がしました。そういうことは、あれこれ教えてもらえたんです。だけど、実際のケースの中身に関して、ああだこうだっていうことは、ほとんどありませんでした。

では、私はどのようにして児童福祉司業務を行ったのかと言いますと、ある意味では非常に自由にさせてもらいました。相談係長ですから他の児童福祉司も一目置けしかないですし、課長は行政職の人。私自身が何かを思いついたとすると、それが結構承認されました。自分の思うことを、めいっぱいやらせてもらったという実感があります。

③児童相談所運営指針

じゃあ困ったとき、分からなかつた時にはどうするのか。何しろ宇治児相は、児童相談所自体の歴史も浅く、課長も行政職の人で、児童福祉司経験もないまま引き受けた相談係長ですから、依拠できるものはありません。頼りにするものと言えば、結局は「児童相談所運営指針」ですよね。運がよかつたのかどうかはわかりませんが、「児童相談所執務提要」から「児童相談所運営指針」に変わった

のが1990年(平成2年)3月で、私にすれば相談係長1年目の終わりです。厚生省は運営指針を完成させるために、全国の児童相談所に案を示して意見を求めたりしていましたから、私たちはこの運営指針案を読み、議論し、意見を述べました。そういう経験があつて、中身についても比較的理解し、深めていたものですから、やはりこれを頼りにするという気持ちが強くなつたのだと思います。

そしてもう1冊が「児童福祉法の解説」(時事通信社)です。当時の児童福祉司は、全員がこの本を自分の机の上に立てていました。とにかくそれを見ながら業務を行っていく。簡単に言えば独習というのでしょうか。常に「児童相談所運営指針」や「児童福祉法の解説」を見ながら、後は児童福祉司の中で議論をし、ケースワークを行っていたと思います。

④外部の専門家—法律相談など

もう一つ。先にも申しましたように、私が児童福祉司として赴任した年に新規事業として電話相談が始まったのですが、あわせて児相を支える専門相談スタッフを配置していただきました。弁護士や児童精神科医、家族療法の専門家などが外部スタッフとして協力してくれたのですが、それを受けて定例の法律相談会を始めたんです。

最初は弁護士に相談することなんてあるのかというレベルだったんですが、やり始めると、親権の問題その他、分からないことや今まで十分検討してこなかつたことがいっぱい出されるようになりました。具体的には、3か所すべての児相から児童福祉司が弁護士事務所に出向きます。相談は1か所から出しますが、他の2か所の児童福祉司も、それを勉強するわけです。定刻1時間前、弁護士事務所の向いの喫茶店に集まって、「これはこういう結論になるだろう」と予想します。その上で弁護士から回答をもらうのですが、全然違う回答が出てくるんですね、これが。ずい

ぶん勉強になりました。

私は、宇治児相の、つまり中央児相の相談係長だったので、この事務を担当し、法律相談会にはずっと出ていました。その後虐待相談が急増し、法的な対応も強く求められるような時代に入りましたが、私自身にとってもこの相談会が大きく役だったと思います。

そのほか、児童精神科医をスーパーバイザーにして、宇治児相内で月1回程度スーパービジョンの場を設けていました。家族療法の専門家によるスーパービジョンも同様に実施しましたが、こちらはむしろ心理判定員が中心になって運営されていたかと思います。

⑤ピアビジョン— 京都府児童福祉司会議

その他で重要だったのは、「京都府児童福祉司会議」です。当時は年3回開催されていました。児童福祉司14人全員と課長3人の合計17人が一同に会して1泊2日で行います。内容については、各児相の児童福祉司からプランナーを選出し、そこですべてのプログラムを決めていました。ですから内容はすべて現場に任されていたとっていいと思います。

私はこの場に、困難を感じた事例だとか、苦労した事例を何本も提出して検討してもらいました。言うなればピアビジョンです。年に3回、1泊2日で実施するので、これだと思う事例は大体議論してもらったのではないかと思います。もちろんそのためには自分でまとめたりもしなければいけませんし、いろんな意味で力をつけることができたと思います。

ただこの児童福祉司会議も、次第に年3回実施することが難しくなり、さらに宿泊での会議も不可能になっていきました。児童福祉司としてのアイデンティティを確立したり、困難なフィールドで日夜苦労している児童福祉司が本当に支え合い、研鑽していくために

は、こうした宿泊研修は重要だと思うんですけどもね。その点は、ちょっと残念な気持ちがあります。

⑥チームワーク— 心理司との協働

具体的なケースの運びについては、何といっても担当の心理判定員と議論することが多かったと思います。とはいえ、心理判定員にもベテランから新人までいろんな人がいましたから、チームを組むメンバーによって、動きがかなり違いました。心理判定員に十分な説明もしないまま、ともすれば一人で対応してしまうような事例も、中にはありました。困難事例であるか否かにかかわらず、自分の納得のできるケースワークというのは、児童福祉司と心理判定員とが対等に協力し合った事例ですよ。当時判定指導係長だった柴田所長と組んで一緒に携わったケースは、そういうものだったと思います。ただ、児童心理司と児童福祉司とがどのようにチームを組めばいいのかということは、まだよくわかっていません。その点は今回のテーマからそれるのでこれ以上触れませんが、児相にとっては依然として一つの大きなテーマではないでしょうか。

⑦学びの場— ケース会議

最後に申し上げるのは、受理判定援助方針会議、いわゆるケース会議です。当時は受理判定処遇会議と言っていました。これは最終的に方針を決める場ですから、やはり他のミーティングとかカンファレンスなどの議論とはどこか違いがありました。どこが違うのかと問われてもうまく説明できないのですが、ともかく、議論したいケースはとことん議論していたと思います。私は知らないんですけど、宇治児相が新設された頃のケース会議は、週1回定例で行われるのですが、朝から始まって夜7時頃までやっていたんじゃないですかね。とにかく終わらないんですよ。だって

スタンダードがないから、一から全て議論していかなきゃならない。ですので、かなり大変だったと思います。私が異動してからも、5時をまわることは珍しくなかった。ただ、多忙になるにしたがい、終了時刻に見当をつけて面接や出張を組んでいる職員が増えていて、会議の終わり頃になると歯が抜けるように参加者が減ってしまうといったこともありました。それはともかく、会議で議論するというのが、やはり一番の学びの場だったかな、という気はしています。

(3) スーパーバイザーとしての経験

次に、スーパーバイザーとしての経験についてお話いたします。ただし、最初はそれどころではありませんでした。まずは私自身が児童福祉司の仕事覚えなきゃいけないので。担当地域は2市3町で人口約12万5千人。しかも困難ケースが多いかなり大変な地域でした。要するに、「おまえは困難地域をやれ」ということだったと思います。ですから、他の人の面倒を見るなんてことは、そもそも無理だったんです。結局のところ、1年目は指導もあまり受けなかったし、他の児童福祉司に対しても指導など何もしなかった、1人で地域を這いずり回るように児童福祉司活動をしていたと思います。

① ケース会議

とはいえ、先にも言いましたように、ケース会議はやはり真剣勝負という感じだったので、会議の際には、提出されたケースに対して積極的に口を出していたと思います。ただしそれは相談係長だったからというよりも、長く児相にいた者として、それまでから習慣のようにして発言していたことの延長だったと思います。

もちろん、私自身の担当ケースも提出しなければなりません。私は、方針を決めるための提案だけでなく、援助方針に迷ったときな

どに「今後の方向性について議論してほしい」とか、一時保護を決める前に「一時保護方向を進めることを承認してほしい」といった提案をして、ケースワーク活動の方向を確認してもらおう。そんな形でケース会議を利用しました。そういうやり方などは、他の方も見ていると真似したと思います。ある児童福祉司が、「そういう提出の方法もあるんだ」と感想を漏らしていたのを覚えていますから。直接スーパーバイズするというより、モデルを示すやり方です。もちろんそれを意識してやったわけではないのですが……。

ところで、宇治児相のケース会議は、受理したケース全てを会議に提出するルールになっています。それを全職員が参加して議論し、決定するのがです。現在では職員数も増え、ケース数も多くなって実態にそぐわない面も出てきていますが、当時はこの形がベストと考えられていました。もちろん全ケースを提出するといっても、簡単なものから複雑なもの、困難なものまでさまざまですので、まずは児童福祉司がその日に提出するケースと提案の内容を一覧表にしてリストアップします。そして助言指導などはその一覧表だけで決定し、議論が必要と思われるものについては、別途「会議討論資料」を用意します。

私は、それまでから使われていた討論資料の修正バージョンを作りました。今はIT化に伴って使われなくなっているようですが、2号、3号、4号を提案する場合、またそれらの措置を解除する場合、それから継続指導や一時保護を決定する時は、ルールとして必ずこの討論資料を作成して提出してほしいとお願いしました。資料を作成することで、まずは自身でケースの中身を整理し、また会議参加者が理解できる提案をすることにもなります。新人の児童福祉司などは、自分の提案がなかなか会議で認めてもらえないと嘆いていましたが、やはり会議は重要だったと思います。

資料作成に関して、私が一つこだわったことがあります。というのは、たとえば「この人の状況はかくかくしかじかですので終結したいと思います」といった提案がされるんですが、その中身が具体的にはいつのことか、あるいはどうやって確認したのかといったことがあいまいなことがあるんです。突っ込んで確認すると、実は数か月前のことであったり、単に電話で聞いただけで、実態はよくわからなかったりする。これでは駄目だと思いました。そこで、ケースを提出する際には、

(1) 子どもやその家族の状況についての情報、(2) 具体的にいつ面接し、いつ訪問したのかといったケースワーク活動の状況、以上2つが記載されていることが必要だとお願いしました。これによって、ケースとケースワークの両方を可視化したかったのです。

②京都府児童福祉司会議

京都府児童福祉司会議について、今度はスーパーバイザーの立場で考えてみたいと思います。何しろ京都府の全児童福祉司が参加しているわけですから、ここでは結構いろんな決めごとをしました。もちろん、児童福祉司だけで決められないようなこともあります。それらは児童福祉司会議で議論しておいて、別途開かれる京都府3児相課長係長会議などで決定するようにしました。それでも児童福祉司会議では、ケースワーク上のこと、たとえば「触法通告の呼び出しはこうしましょう」といったことなど、いろいろと決めていたと思います。

児童福祉司会議では、事例検討が行われ、外部講師による研修や児童福祉司が自ら講師となつての演習などが企画され、実務の統一も図られました。児童福祉司が深く話し込むことのできる場であり、児童福祉司それぞれの成長が促されたと、私は感じています。会議の運営主体は児童福祉司であり、私は中央児相の相談係長という立場でしたので、企画

について意見を出したり、実務上の整理などに関しても、かなり発言してきたと思います。課長も参加していたのですが、課長はむしろお招きした方という感じでした。

③新任児童福祉司研修

さて、1年ごとに人事異動がありますよね。私を含めて5人の児童福祉司のうち、毎年1人か2人が転勤し、新しい人が入ってくるようになります。そうすると、新人の児童福祉司をどのように迎え入れるのかということが課題となってきます。

私が最初にしたのは、ごく簡単なものですが、宇治児相における児童福祉司活動のマニュアルをつくることでした。お恥ずかしい話ですが、実はそれまでは担当地域のケースを前任者が引き継ぐだけで、新人に対して実務の一般的なことなどをまとまって伝えるということも行われていませんでした。ですから、困ったことがあれば、その都度周りの先輩福祉司に尋ねていたのではないのでしょうか。私自身のことを考えても、児相経験が長かったこともあってか、児童福祉司業務についての研修は受けていません。

しかし初めて児相を経験する人もいるわけですから、ケースを引き継ぐだけではあまりにも心細い。そうした児童福祉司業務についてのレクチャーは、やはり係長の仕事かなと思って、少しずつマニュアルを作っていました。ところがそれは、「児童福祉司の業務について(案)」です。いつまでたっても、そして結局は最後まで(案)の文字が残ってしまいました。これを毎年少しずつ更新、修正しては、新人児童福祉司に対して、「児童福祉司の仕事はこうですよ」と伝えました。

しかし、これだけでは不十分です。今申したのは、あくまでも児童福祉司業務の概要の域を出ていませんから。そこでもう一つ新たに考えたのが、「新人児童福祉司研修」です。それまで新人に対しては、外部機関が行う長

期研修に参加できるよう配慮していました。研修の時間帯は夜間が多かったので、夜6時半ぐらいからの研修に10回とか20回通うわけです。けれど、講座内容も児童福祉司の業務とは少し違うし、必ずしも実践的とは言えない。そのため業務が多忙になってくると、ついつい欠席しがちとなる。予算もないし、じゃあ自分たちで計画しようということになったわけです。京都府全体の新人福祉司を対象にしたのですが、当時は児童福祉司全員でも14名でしたから、新人は毎年数人程度です。この人たちに対して、年間で5日のプログラムを組んで実施しました。講師は基本的には課長や係長、それにベテラン児童福祉司です。実務的なことが多かったと思いますが、「蘊蓄うんちく」というコーナーを設けて、ベテラン児童福祉司に自由に語ってもらうような企画も立てました。また、私たち自身が保護者の協力を得てインテーク面接をビデオに録画し、それを新人に見てもらおうようなこともしました。新人児童福祉司にもインテーク面接のビデオを撮ってもらい、最後の研修会では、今度はそれを見ながら面接の進め方などについてふり返ったりもしました。家族療法などが活発な時期だったので、面接をビデオに撮るというのは、それほど敷居が高くはなかった。これはかなり勉強になったのではないのでしょうか。

④日常的なスーパーバイズ

ところで、肝心の日常業務に関するスーパーバイズについてです。これについては、課長と係長の役割が最後まであまり明確ではなかったように思います。先ほど申しましたように、相談係長のほとんどの期間、課長は行政職の人でした。「ちょっと相談したい」と言われてあれこれ協議したことは無数にありますが、児童福祉司が課長に相談している場面も、当然ありました。ただし、誰がどのようなときに、どちらに相談を持ちかけている

のかは、私にはよくわかりませんでした。

その他として挙げておいたほうがいいと思うものに、相談係のミーティングがあります。私自身は、これにかなりのエネルギーを費やして毎週行っていました。その週の各自の動き、ケースの動きだけでなく研修の報告や新しい情報などを報告してもらって係全員で共有し、予定の確認をする程度ですが、時には困った事例についての相談が出されて議論したり、児童福祉司全体でアドバイスをしたりしていました。他の福祉司からも気軽に意見がもらえる場でした。ミーティングに課長は参加しませんでしたので、児童福祉司相互の腹藏のない話し合いができたのではないかと思います。

なお、ケースの進行管理ということに関しては、この時代は、私はたぶん何もしていません。何と言っても私自身が地域を受け持っていたから、他の児童福祉司のケース管理にまではとても手が回らなかったですし、正直言って自分の業務だと認識していませんでした。もちろん自分の担当ケースについては、時々全ての児童記録票を別室に運び、独自に作成した担当ケース一覧表とにらめっこしながら、チェックしていましたけれど。

以上が宇治児相相談係長時代のことです。

本研究では、この後、相談判定課長時代のことについて、かいつまんで話していくのだけれど、それについては、次号以下で、より詳しく述べていくつもりである。

序

これまで
の連載

*題名を click
すると本文ページ
ジャンプします。